

関東教区「日本基督教団罪責告白」を学ぶ会

2025年1月24日

赤羽教会 大友英樹

関東教区「日本基督教団罪責告白」本文

(2)わたしたちは、天に国籍を持つ「神の民」であるにもかかわらず、天皇制国家の臣民であることを誇りとし、主の御心に従うより、天皇の意思に従うことを優先させました。その結果、天皇中心の国家主義をアジアにまで広げようとする国策を、「神の国」の実現であるかのようにみなし、植民地支配に協力する罪を犯しました。

(3)わたしたちは、聖書を通して、人の命の尊さ、隣人を愛することの大切さを教えられながら、「敵」を憎み、皇軍の勝利のために祈り、軍用機の献納など、戦争に協力しました。また、多くの若者を戦地に送り出し、占領地に教師を派遣し、郡部へと協力を呼びかけました。あの戦争で流された多くの血の責任は、わたしたちにもあることを懺悔告白します。

1. 戦争協力

「教団の戦争協力活動がどこまで政府の指令によるのか、教団の自発的なものかを明らかにすることはできない。しかし比較的自発的なもので、教団の基本的立場を明らかにするものをあげよう。まず教団規則第七条の生活綱領である。……もう一つは『戦時布教方針』である」（土肥昭夫『日本プロテスタントキリスト教史』新教出版社、359頁）

①日本基督教団教団規則（1941年11月24日文部大臣認可）

第7条 本教団の生活綱領左の如し

- 1 皇国の道に従ひて信仰に徹し各其の分を尽くして皇運を扶翼し奉るべし
- 2 誠実に教義を奉じ主日を守り公礼拝に与り聖餐に陪し教会に対する義務に服すべし
- 3 敬虔の修行を積み家庭を潔め社会風教の改善に力むべし

（参考）生活綱領（1954年第8回教団総会）

1. 教会の秩序を守り、その教えと訓練とに従い、聖日礼拝・祈祷会その他の集会を重んじ、聖餐にあずかり、伝道に励み、時と財と力をささげて教会の維持発展につくすこと

②日本基督教団戦時布教指令（1942年10月15日）

- 綱領
1. 国体の本義に徹し大東亜戦争の目的完遂に邁進するべき
 2. 本教団の総力を結集し率先垂範宗教報国のまことをつくすべし
 3. 日本基督教の確立を図り本教団の使命達成に努むべし

実践要目（12要目）

- ①忠君愛国の精神の滋養に努め信徒をして滅私奉公の実践者たらしむる事
- ④宣戦の大詔（おおみことのり）を奉戴し進んで国策の遂行に協力すると共に思想国防の完璧を期すること
- ⑦信徒をして隣人愛の実践に励み銃後の活動に挺身せしむること

（参考）1942年2月15日 シンガポールの英国軍降伏

1942年4月18日 本土初空襲（東京、川崎、横須賀、名古屋、神戸…）

1942年6月6日 ミッドウェー海戦

1942年6月26日 ホーリネス系教会への治安維持法違反による一斉検挙

1942年8月～ ガダルカナルの戦い

2. 東亜局

①第2回教団総会（1943年11月24～25日）

教団規則第55条変更→東亜局の設置

東亜局の所管事項

1. 南洋諸島、満州国其の他国外に於ける教会及伝道所の監督、指導及助成に関する事項
2. 国外に於ける布教の振作に関する各種の調査及計画に関する事項
3. 国外に於ける他教団若は他教会との連絡に関する事項
4. 布教用文書の編纂及頒布に関する事項
5. 国外に於ける公益事業に関する事項

②フィリピン宗教宣撫班

（豊川慎「平和の神学の課題としての戦争責任論」明治学院大学紀要第49号）

- ・1941年12月8日 フィリピン侵攻、1942年1月3日 マニラ占領、軍政12名（教団教師・神学生）が徴用令状を受け、1941年12月には宗教宣撫班として派遣、1942年12月7日帰国（10名）
- ・陸軍所属の宗教宣撫班（教師のうち米国留学経験者9名）
教師：相浦忠雄、千葉勇、吉田十郎、向坊長英、草間信雄、川桐信一、菟原丁一
山田基男、白戸二郎、藤田正武、興梠正敏
神学生：中田善秋（日本神学校）
- ・キリスト教の盛んなフィリピンのプロテスタント教会を米国ミッションから独立、教派合同により軍政に協力的な教会とする
- ・英文宣伝ビラ「基督教徒にとっての驚異」（『教団時報』1942年5月15日）

日本軍が基督教に対して如何に深き同情と善き理解を有しているか諸士は想像し得なかつたろう。軍に宗教部あり。然も軍自身のために非ずして、比律賓の基督教徒の為にあり。

大東亜共栄圏は日本軍の目的とする所にして、全種族即ち諸士比律賓人も我等日本人も実に基督の精神なる互惠の精神を以て相互に与え取り助け愛しつつ生活するのである。然り、かくの如き時に於て基督信徒こそは最も要求される。日本軍は教会とその設備を保護する為に最善を尽し来り、又尽くしつつある。敵性国に属する〇〇名の宣教師を収容所より釈放し、軍の特別の指導と考慮の下に家族と共に日常生活を楽しませつつあり。軍所属の日本人牧師達は講壇を助け来り又助けつつあって、比律賓基督教は豊かなる祝福を受けつつあり。

日本軍は諸士が各自の分野に戻って日常の業務に従事せん事を望む。日本軍は只に戦に於いてのみならず、隣人を愛する事に強き者である。事実が多く語っている。ただ括目して注意すればよい。

諸士比律賓人、殊に基督教徒は格別に宗教的なる事実を我等は知る。諸士は自身

の基督教会を比律賓人の指導の下に建設すべきである。比律賓は『光栄ある独立』の道徳的支柱を必要とする。而して諸士基督教徒はその役割を自ら取るべき運命を有する。日本軍を信頼せよ。来りて、親善と愛を以て比律賓にある宗教部を通して軍と協力せよ。

軍は親日比律賓人と戦うものにあらず。比律賓基督教徒と手を握って平和の回復を熱心に求めるのである。来れ、我等と共に手と手を取り合って、他の基督教徒に模範を示そうではないか。軍の寛容を受け入れずして抗日的態度を持続し自らに不幸なる結果を及ぼすが如き事を決してするな。

- ・ 1942年 フィリピン福音教会連盟 (13 教派)、1943年 フィリピン福音教会

②インドネシア派遣

(原誠「日本基督教団南方派遣宣教師とインドネシアの教会」『基督教研究』1994/12)

- ・ 1943年3月 軍政開始

地域共同体＝宗教共同体

ジャワ島＝イスラム

スマトラ、セルベス (スラウェシ) 島＝キリスト教 (オランダ改革派)

教会独立：1934年ミナハマ福音キリスト教会 (セルベス (スラウェシ) 島北部)

→大洗ベツレヘム教会

- ・ 宮平秀昌

1927年東洋宣教会聖書学院卒→1932年インドネシア神学校卒→1934年ジャワ島スラバヤに任命 (1936年年会任命表) →1939年オランダ政府退去命令→1942年海軍省軍政部 (セルベス島マカッサル)

⇒海軍省へ宗教政策の要員派遣要請 (海軍省→文部省→教団にと教師派遣の要請)

- ・ 1943年4月13日 教団教務会：南方方面基督教指導者に白戸八郎選出

⇒1年間、現地視察 (白戸メモ)

宗教を通じての人心把握と治安維持

1. 啓蒙宣撫 国策、聖戦の意義を明らかにする事、日本への積極的協力奨励、反日反戦防止
2. 原住民教会の機構整備 彼らの信仰の安定を計って日本への信頼を計る
3. 基督教聯合会の指導、原住民教師の錬成、基督教と日本当局との理解増進

- ・ 1943年11月以降、教師派遣 (第一陣5名中4名魚雷攻撃により戦死)

セルベス島マカッサル：白戸八郎、安村三郎、瀬谷重治、宮平秀昌、木田愛信

セルベス島メナド：濱崎次郎、高木彰

セルベス島ポソ：藤崎五郎、鈴木浜

アンボン島アンボン：花房飛虎二、塚原要、本宮幸四郎、加藤亮一、松田正三

ボルネオ島バンジェルマシン：金田數男、本田清一

3. 日本基督教団より大東亜共栄圏に在る基督教徒に送る書翰

- ・ 1943年5月17日 懸賞募集

……就ては、我々日本基督教徒は、今度共栄圏内の基督教徒に向かって懇篤なる書翰を寄せたい。乃ち先ず我が日本の国体の尊厳無比なる所以を説き、日本の大東亜共栄

圏に関する理想抱負を明かにし、次いで日本基督教の確立、日本基督教団の成立を報ずると共に、信望愛を同じうする基督教徒として、共栄圏内の基督教徒に対して慰安、奨励提携の衷情を吐露する書翰を送らねばならぬ。茲に大方の応募を求むる次第である。

• 1943年10月28日 懸賞当選発表 応募総数：75通

一等：該当者なし 二等：鮫島盛隆、山本和：三等 松村克己、三浦清一、和田信次

• 1944年4月9日（復活節）書翰発表

序文（教団統理者 富田満）

……今茲に日本基督教団が東亜共栄圏内の諸教会及び同信同志の兄弟達に書翰を贈る所以は、基督教が「大なる歓喜の音信」であると云ふ信仰に基く為にして之を現代の使徒的書翰と称するも言い過ぎでなかろう。……日本基督教団の現代的使徒書翰は、本書が第一信であつて、続いて屢々書翰を贈る計画である。望むらくは諸君が此等の書翰を隔意なく迎へて、これを文字通りに解釈して、我等の志を理解し、信望愛を同じうせられん事である。……

第一章

主に在りて忠信なる兄弟たちよ。我らは未だ面識の機会なく、互に伝統と生活の慣習とを異にしてゐるが、かかる諸々の相違にもかかはらず我らを一つに結ぶ鞏固なる紐帯が二つあると思うふ。其の一つは、我らの共同の敵に対する共同の戦ひといふ運命的課題である。……次に我らを種々の相違にも拘らず一つに結ぶ第二の、而も決定的な絆は、我らが共に主キリストを信じ靈的に彼の所属であるといふことである。……

第二章（我が日本の国体の尊厳無比なる所以）

……かくの如き歴史の盛観を現出することを得た所以は、日本精神の創造的活動の根底に儼乎たる尊厳無比の国体が存したるに由る。……

第三章（日本基督教団の成立）

……而して遂に名実とも日本の基督教会を樹立するの日は来た。我が皇紀二千六百年の祝典の盛儀を前にして我ら日本の基督教諸教会諸教派は東都の一角に集ひ、神と国との前にこれらの諸教派の在来の伝統、慣習、機構、教理の一切の差別を払拭し、全く外国宣教師たちの精神的・物質的援助と羈絆から脱却、独立、諸教派を打つて一丸とする一国会となりて、世界教会史上先例と類例を見ざる驚異とすべき事実が出来したのである。これはただ神の恵の佑助にのみよる我らの久しき祈りの聴許であると共に、我が国体の尊厳無比なる基礎に立ち、天業翼賛の皇道倫理を身に体したる日本基督者にして始めて能く為し得たところである。……

第四章（信望愛を同じうする基督教徒へ慰安、奨励）

……兄弟たちよ、我らは同じ愛、同じ思念の中に一つとならなければならぬ。隣人愛の高き誠命の中にある福音を聞き信じつつ大東亜共栄圏の建設という地上に於ける次の目標に全人を挙げ全力を尽くさなければならぬ。……正義と愛の共栄圏を樹立するためにこの戦争を最後まで戦ひぬかなければならぬ。……

⇒1967年3月26日復活主日「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」（議長 鈴木正久）による取り消し